



特別徴収義務者所在地・名称・送付先等変更届出書

◎事業所の所在地、名称などの変更があった場合は、すみやかに提出してください。

令和4年5月2日 (宛先)伊賀市長	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地	〒 518 - 1395 伊賀市馬場 1 1 2 8 番地の 1		特別徴収義務者 指 定 番 号		8123456	
		名 称	〇〇産業 株式会社		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号	係	給与グループ	
		代表者の 職氏名	代表取締役 田× 良△			氏名	〇本 ×美	
		法人番号	9876543210123			電話	(0595) 52 - 3232	

三重県内全市町共通様式

変 更 理 由	1 名称変更 2 所在地変更(登記簿変更有) 3 送付先変更(登記簿変更無) 4 合併 → 名称: 5 その他() (指定番号:) と合併。なお、指定番号は今後[]を使用する。		変更年月日	令和 4 年 5 月 1 日	
事 項	変 更 前		変 更 後		
所 在 地 (住 所)	〒 518 - 1395 三重県伊賀市馬場 1 1 2 8 番地の 1		〒 518 - 8501 三重県伊賀市四十九町 3 1 8 4 番地		
ビ ル 名 等			〇△×ビル 8階		
フ リ ガ ナ	××サンギョウ 株式会社		〇〇サンギョウ 株式会社		
名 称	××産業 株式会社		〇〇産業 株式会社		
電 話	(0595) 43 - 0333		(0595) 22 - 9613		
所在地以外の 送付先の 設定・変更	※書類の送付について、上記所在地以外の場所を希望される場合に記入してください。 〒 518 - 0292 所 在 地 三重県伊賀市阿保 1 4 1 1 名 称 〇〇産業 株式会社 給与センター 電話番号 (0595) 52-3232				

- ※ 送付先を設定された場合は、賦課徴収にかかるすべての書類(税額通知書のほか督促状、還付通知書等)について原則、同じ送付先となります。
- ※ 合併等により徴収義務者(指定番号)が変更となる給与所得者がいる場合は、別途給与所得者異動届書(転勤)の提出が必要となります。
- ※ 当市に事務所等を有している法人(所在地等を変更した場合)につきましては、この届出書とは別に法人等の事業開始(変更)申告書を提出していただく必要があります。